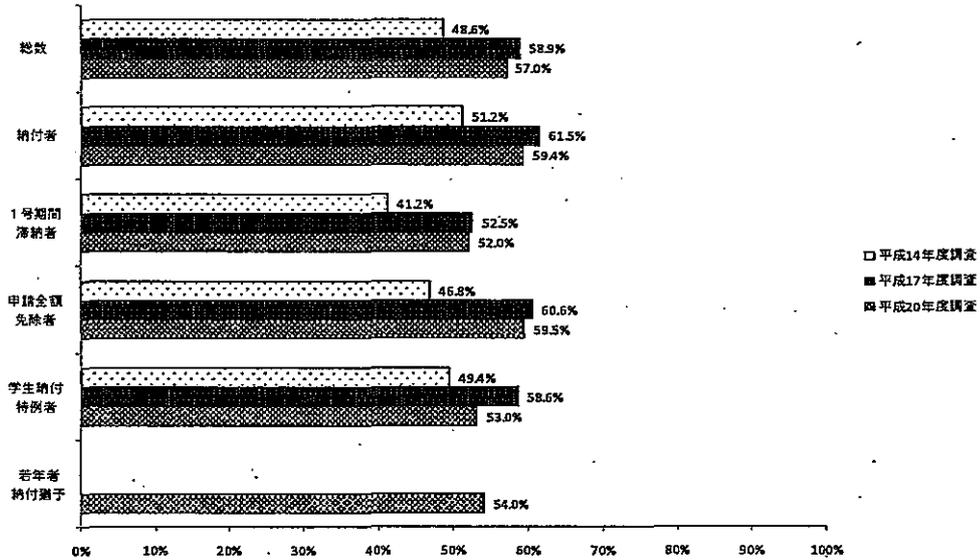


### 3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は全体で57.0%となっており、1号期間滞納者であっても5割を超えている（図28）。

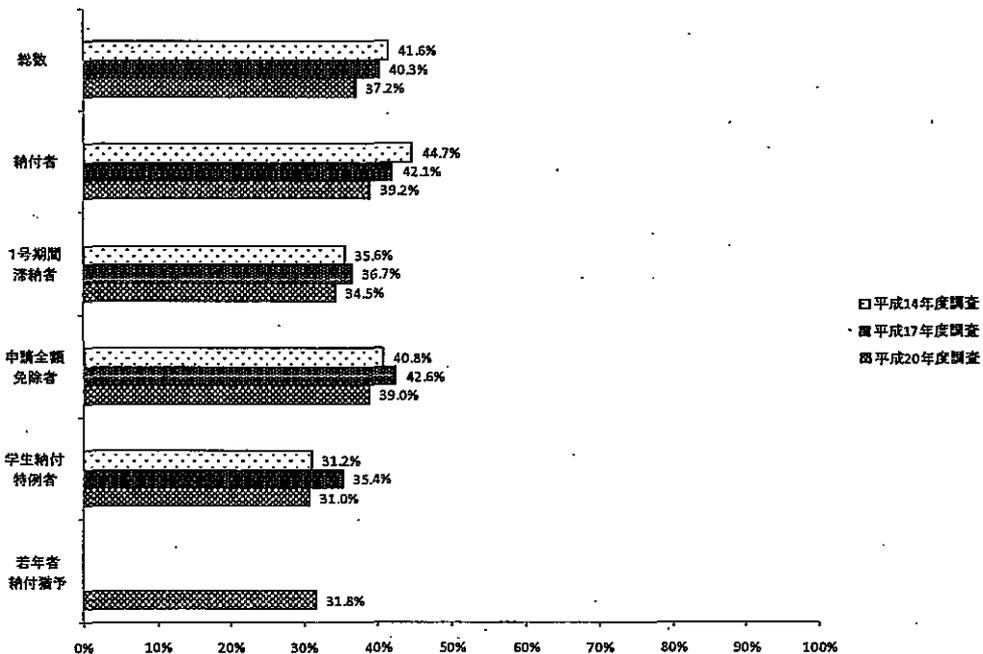
図28 障害年金の周知度



### 4. 基礎年金における国庫負担の周知度

基礎年金は民間の個人年金とは異なり、1/3以上が国庫負担でまかなわれている（平成21年度より1/2）。このことに関する周知度は全体で37.2%となっており、学生納付特例者や若年者納付猶予では約3割となっている（図29）。

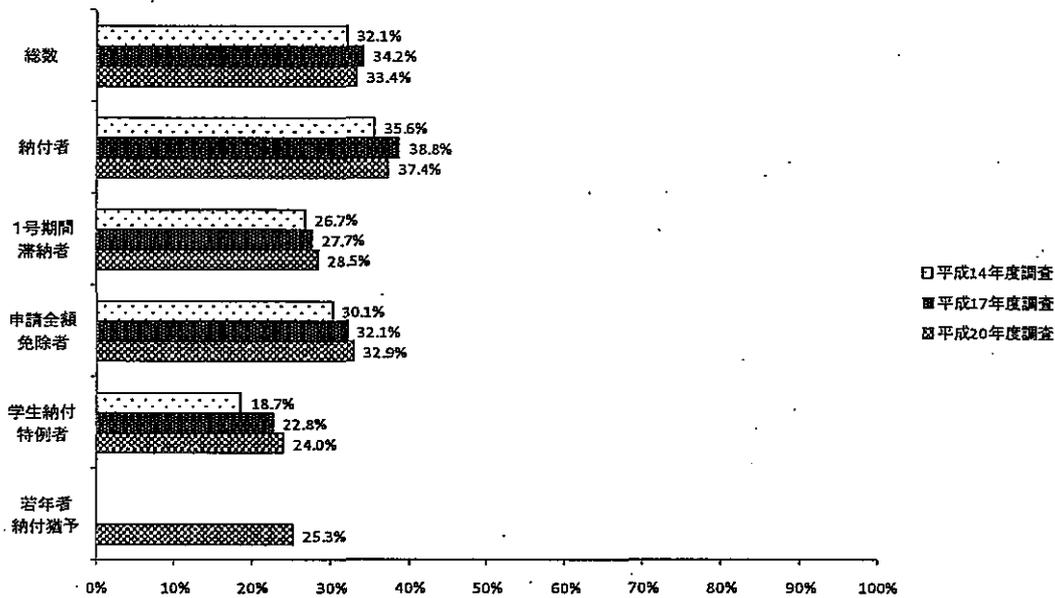
図29 基礎年金における国庫負担の周知度



## 5. 任意加入の周知度

国民年金制度には、60歳までに公的年金加入期間が25年未満であっても、60～69歳の間に任意加入することで加入期間を25年以上として受給権を確保することができる（任意加入制度）。このことに関する周知度は全体で33.4%となっており、1号期間滞納者、学生納付特例者、若年者納付猶予では3割を下回っている（図30）。

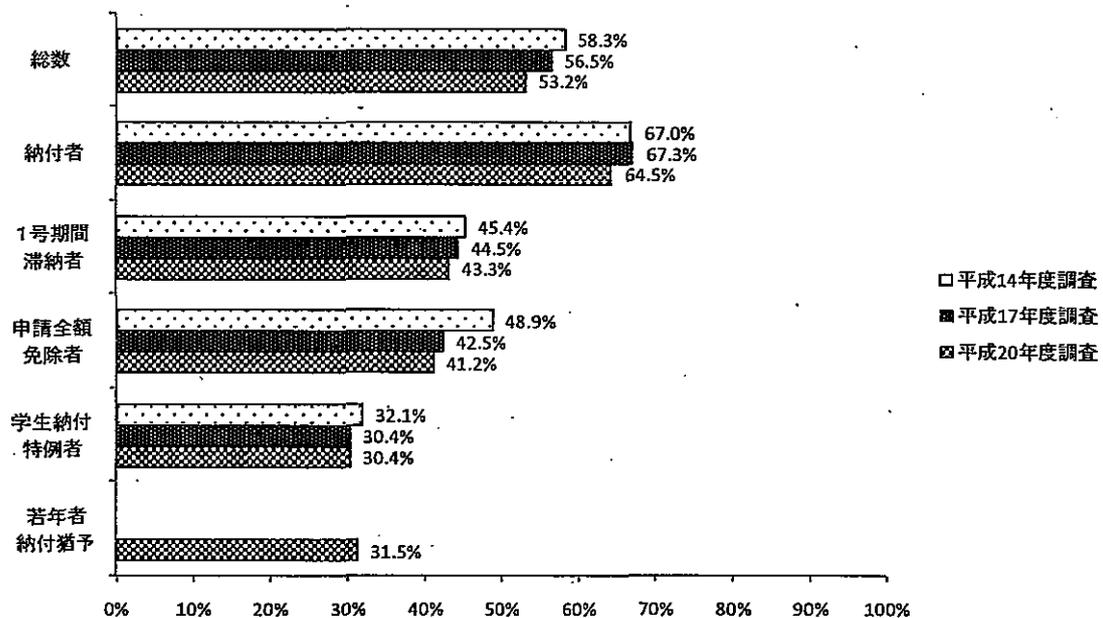
図30 任意加入の周知度



## 6. 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、所得税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は全体で53.2%となっており、納付者以外では5割を下回っている（図31）。

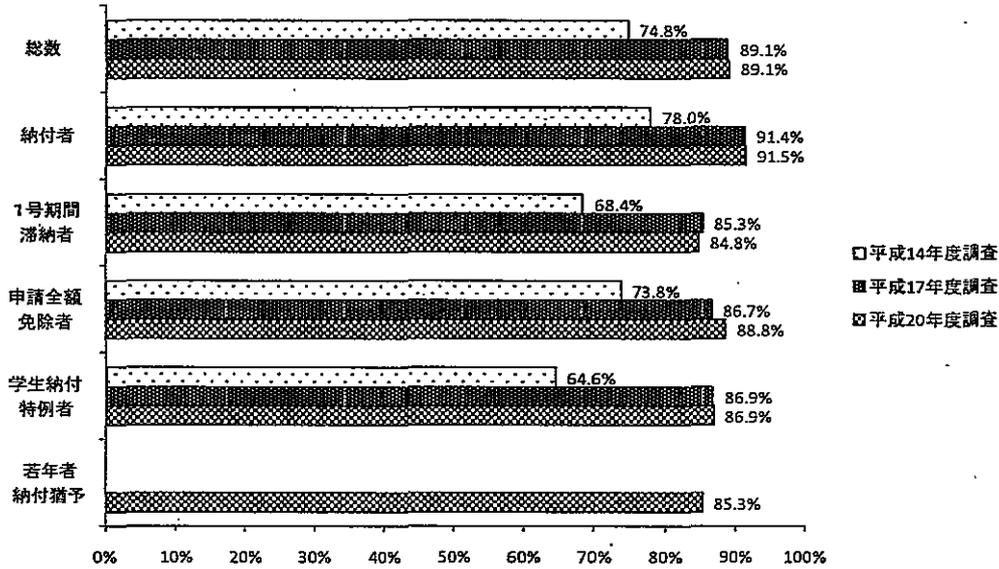
図31 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度



## 7. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

老齢基礎年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は全体で89.1%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図32）。

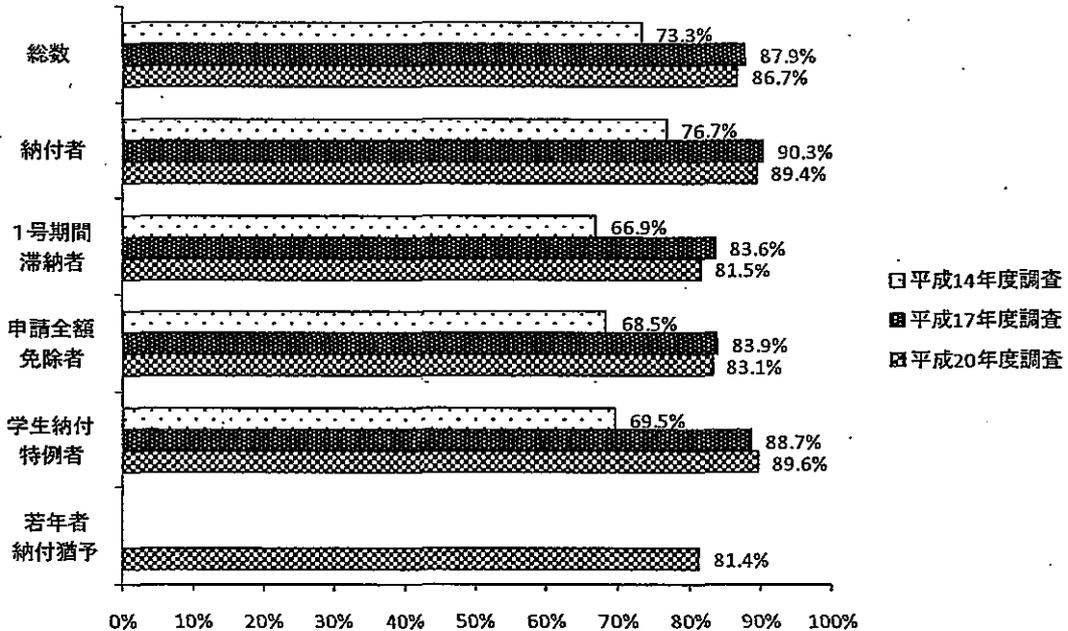
図32 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



## 8. 世代間扶養の仕組みの周知度

老齢基礎年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は全体で86.7%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図33）。

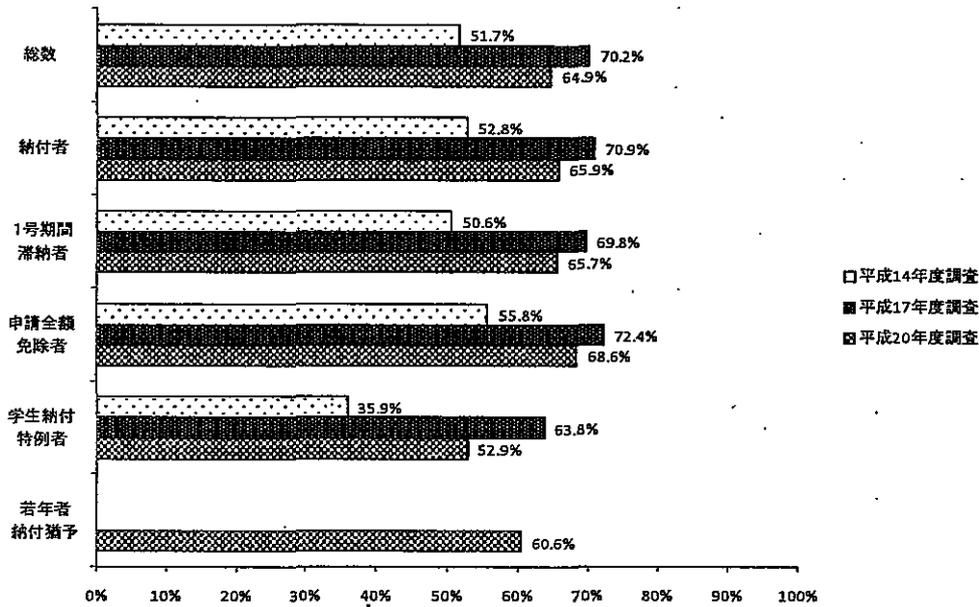
図33 世代間扶養の仕組みの周知度



## 9. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までを遡って納めることができる。このことに関する周知度は64.9%となっており、前回調査と比較して減少している(図34)。

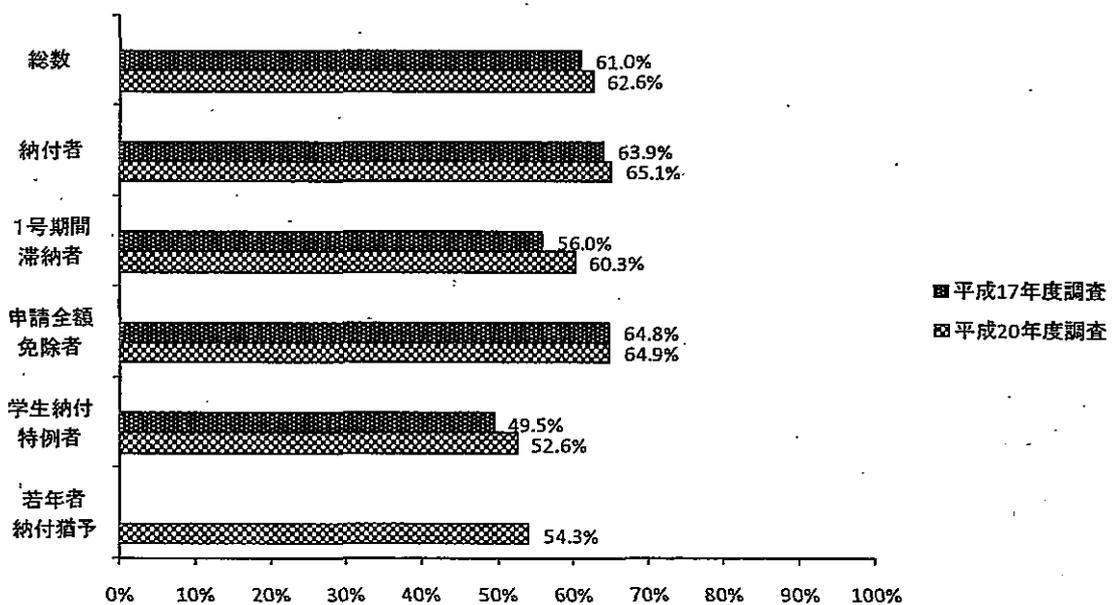
図34 過年度納付の周知度



## 10. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、第1号被保険者(被保険者であった者を含む)本人の死亡時に遺族が受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は62.6%となっている(図35)。

図35 遺族年金の周知度

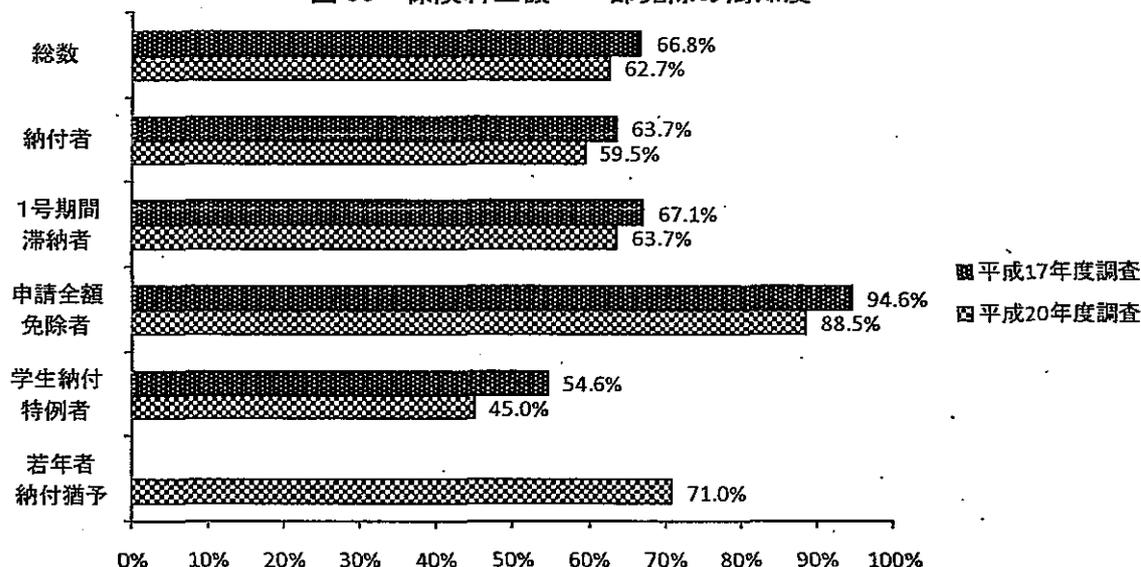


## 第9章 免除・猶予の状況

### 1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は全体で 62.7%となっており、前回調査と比較して減少している（図 36）。

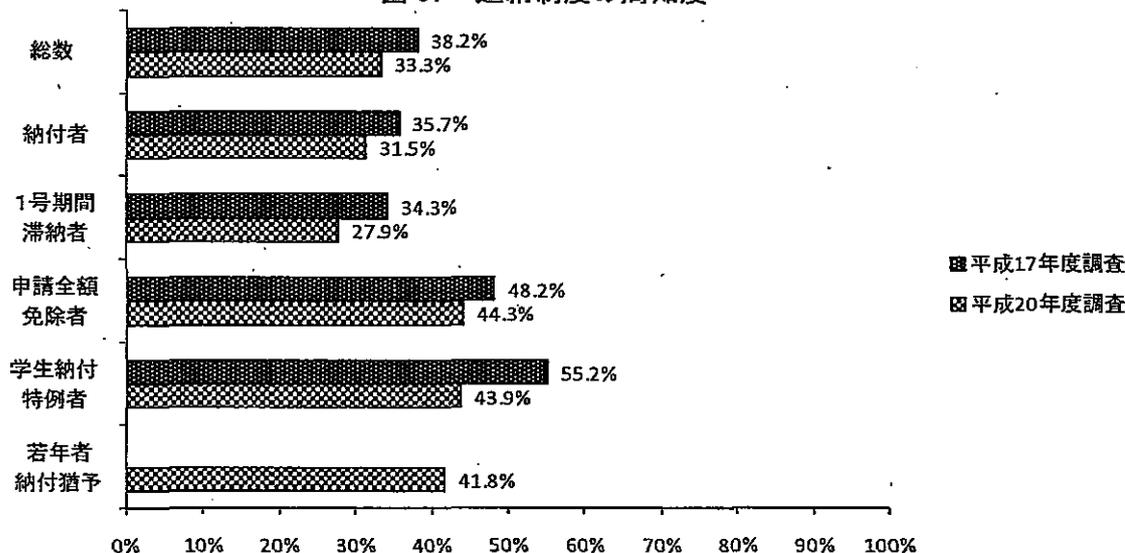
図 36 保険料全額・一部免除の周知度



### 2. 免除保険料の追納制度の周知度

保険料を全額または一部免除された期間のうち、過去 10 年分については、さかのぼって保険料を納付できる、追納制度がある。このことに関する周知度は全体で 33.3%となっており、前回調査と比較して減少している（図 37）。

図 37 追納制度の周知度

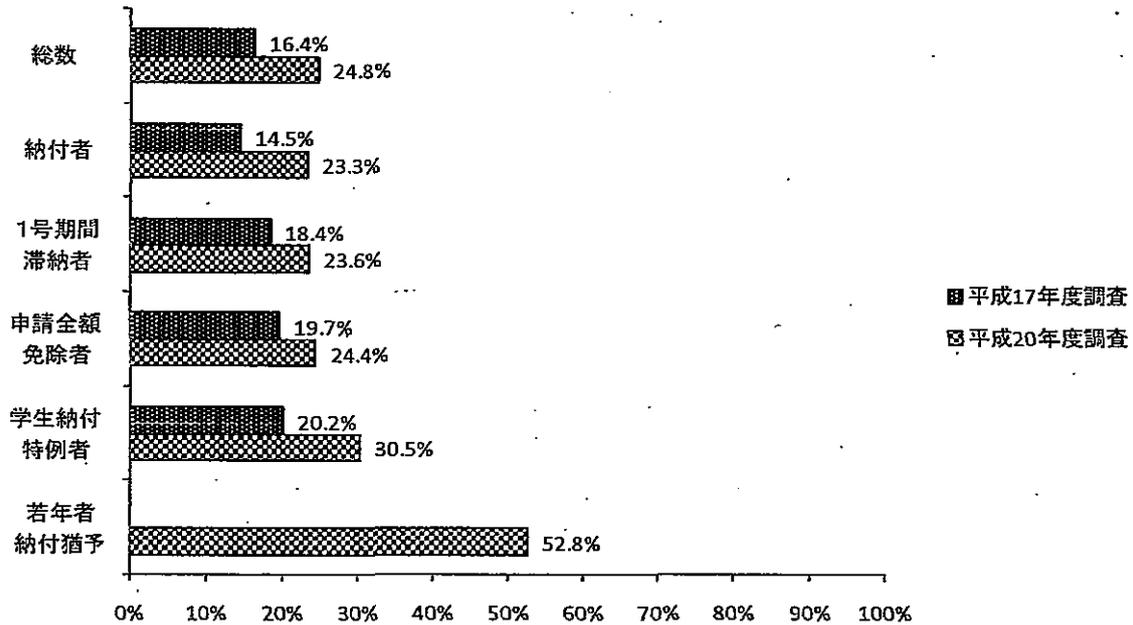


注 保険料全額・一部免除を知っていると回答した者を総数として集計している。

### 3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳台の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は全体で24.8%となっており、前回調査と比較して上昇している（図38）。

図38 若年者納付猶予制度の周知度



(参考資料1) 世帯総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
	(単位: %)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満	21.2	14.1	13.8	15.4	22.6	60.8	14.7	8.0
うち所得なし	9.3	5.6	5.5	5.8	10.0	27.5	9.2	3.4
100～200	15.3	14.0	13.3	17.1	19.9	21.1	5.4	10.9
200～300	13.7	14.3	13.7	17.0	17.7	9.1	5.9	12.5
300～400	10.9	12.2	11.9	13.5	12.1	4.1	7.4	12.8
400～500	8.4	9.7	9.7	9.9	8.0	2.0	8.8	11.9
500～600	6.8	7.9	8.1	7.1	5.5	1.2	9.2	9.8
600～700	5.0	5.5	5.6	5.3	4.0	0.6	8.8	9.0
700～800	4.1	4.5	4.7	3.5	2.8	0.4	9.5	6.5
800～900	3.1	3.4	3.5	2.8	1.9	0.2	8.1	5.2
900～1,000	2.2	2.5	2.7	2.0	1.4	0.1	4.7	3.7
1,000～1,200	3.0	3.6	3.8	2.5	1.5	0.1	7.1	3.8
1,200～1,500	2.4	3.0	3.3	1.7	1.1	0.1	5.2	2.8
1,500万円以上	3.8	5.2	5.9	2.3	1.5	0.2	5.2	2.9
	(単位: 万円)							
平均値	469.3	554.9	586.1	423.4	342.0	116.0	681.7	552.8
中位数	298.0	357.0	373.0	303.0	238.0	61.0	582.0	445.0

注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

(参考資料2) 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

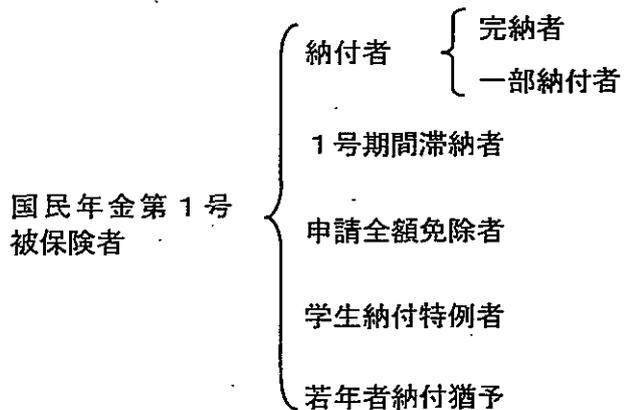
	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		納付者	完納者	一部 納付者				
	(単位: %)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	52.7	44.0	44.7	41.2	46.6	73.1	95.7	79.0
うち所得なし	36.5	28.8	29.5	25.9	32.3	50.5	77.3	62.1
50～100	10.2	10.2	9.8	12.0	11.4	12.9	2.5	10.5
100～150	10.0	10.9	10.3	13.6	12.7	7.3	0.6	6.6
150～200	8.0	9.3	8.9	10.8	10.4	3.4	0.2	2.3
200～250	5.2	6.2	6.0	7.1	6.9	1.4	0.1	0.6
250～300	3.4	4.3	4.2	4.5	4.1	0.6	0.1	0.2
300～350	2.8	3.7	3.8	3.1	2.7	0.5	0.1	0.2
350～400	1.5	2.1	2.1	2.0	1.4	0.2	0.0	0.1
400～450	1.2	1.6	1.6	1.4	1.1	0.1	0.1	0.0
450～500	1.0	1.5	1.6	1.0	0.6	0.1	0.0	0.1
500万円以上	4.1	6.3	7.0	3.3	2.0	0.3	0.6	0.4
	(単位: 万円)							
平均値	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
中位数	38.0	76.0	75.0	85.0	63.0	0.0	0.0	0.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

## 用語の解説

### 1. 保険料納付状況

平成18年度及び19年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）を以下のように区分した。



(1) 納付者

平成18年4月～平成20年3月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

① 完納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

② 一部納付者

完納者以外の納付者。

(2) 1号期間滞納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

(3) 申請全額免除者

平成20年3月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

(4) 学生納付特例者

平成20年3月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

(5) 若年者納付猶予

平成20年3月分の保険料について若年者納付猶予を受けていた者。

## 2. 都市規模区分

平成20年5月1日現在の市区町村境界及び平成20年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) 大都市  
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) 中都市  
(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。
- (3) 小都市・町村  
(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

## 3. 総所得金額

平成20年の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成19年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）を除いたものである。

## 4. 届出適用者・手帳送付者

- (1) 届出適用者  
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) 手帳送付者  
加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第1号被保険者としたもの。

